

保健所の概要と 感染症対応について

1

全国保健所長会 会長

内田勝彦（大分県東部保健所）

保健所の誕生前

2

明治8年 医制（衛生行政機構、医師免許制度、薬事制度など）

明治13年 伝染病予防規則

コレラ、痘そう、赤痢の流行

各府県に衛生課 各町村に衛生委員

明治19年 地方官官制

郡に警察署、警察分署がおかれ、防疫業務を管掌

大正5年 保健衛生調査会 調査

乳児死亡率が高い、青少年結核死亡の増加、青年の体位下向

各種健康相談所の設置

保健所の歴史（1）

3

昭和12年 保健所法制定され保健所誕生

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル保健所法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一条 保健所ハ国民ノ体位ヲ向上セシムル為地方ニ於テ保健上必要ナル指導ヲ為ス所トス

昭和13年 厚生省が発足し保健所の業務が開始された。

戦前の保健所業務は、体力管理、母子衛生、優生保護、栄養、勤労衛生であった。

昭和22年 保健所法が改正され新たな保健所が誕生

警察が管掌していた伝染病等防疫業務を移管

当時の業務は、防疫、母子衛生、結核対策が中心であったが新しく環境衛生業務が取り入れられ飲食店や浴場、映画館の監視が行われるようになる。

保健所の歴史（2）

4

昭和20年代は結核、伝染病などの感染症対策が主

昭和30年代以降感染症は減少し、がん、脳卒中、心臓病等の成人病が問題に

昭和40年代に入ると、公害等をはじめとする環境衛生上の問題が表出

また、成人病対策、精神保健対策、母子保健対策等が始まる

昭和50年代に入り、健康増進、疾病予防、診断治療、リハビリを包括的にとらえた

国民健康づくり運動が始まる

昭和57年には老人保健法制定 市町村が老人保健法の実施主体に

昭和60年代から平成に入って、精神保健対策の充実、エイズ対策、難病対策、

産業廃棄物対策等が新たな保健所の課題に

平成6年これまでの保健所法が地域保健法に

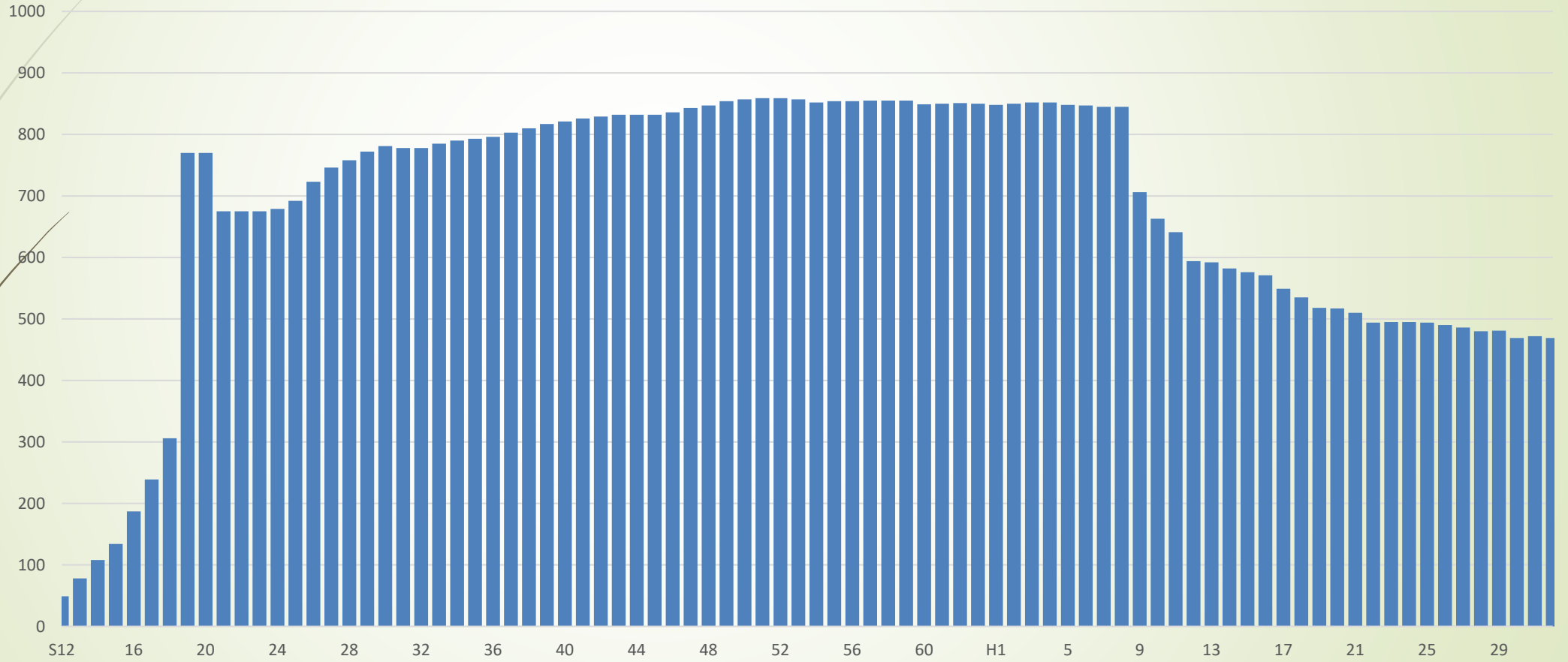
住民に身近な保健行政は市町村に

保健所は専門的技術的業務へ

保健所数の推移 (1)

5

(箇所)



保健所数の推移 (2)

6

西暦	都道府県 (47)	指定都市 (20)	中核市 (60)	政令市 (5)	特別区(23)	合計
1994	625	124	0	45	53	847
1997	525	101	26	15	39	706
2000	460	70	27	11	26	594
2006	396	73	36	7	23	535
2020	355	26	60	5	23	469
2020 - 1994	△270	△98	+60	△40	△30	△378

※地域保健法 (1994)

保健所の事業（地域保健法第六条）

7

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

保健所の運営

8

(地域保健対策の推進に関する基本的な指針)

- (1) 健康なまちづくりの推進
 - ソーシャルキャピタルの広域的醸成・活用、保健・医療・福祉連携など
- (2) 専門的かつ技術的業務の推進
 - 精神保健、難病対策、エイズ対策、食品安全、生活衛生、医事、薬事など
- (3) 情報の収集、整理及び活用の推進
- (4) 調査及び研究等の推進
- (5) 市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進
- (6) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化
 - 平常時の健康危機発生防止
 - 健康危機発生時の危機管理
- (7) 企画及び調整の機能の強化

全国保健所長会について (1)

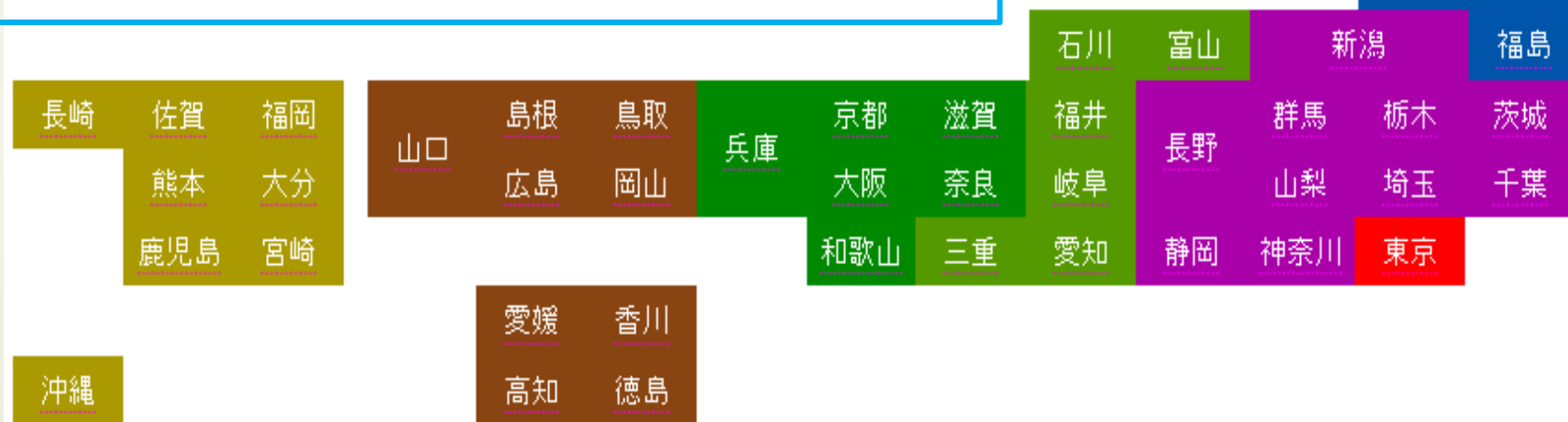
9

●地域ブロック(8地域)



●部会(3部会)

- ・指定都市部会
- ・政令市部会
- ・特別区部会



全国保健所長会について（2）

10

●理事会

- ・総務担当理事会（総会、理事会、会則など）
- ・渉外担当理事会（国への要望活動など）
- ・学術担当理事会（地域保健総合推進事業など）
- ・研修担当理事会（研修会の企画運営など）
- ・広報担当理事会（ホームページなど）

●委員会

- ・地域保健の充実強化に関する委員会
- ・健康危機管理に関する委員会
- ・公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会

全国保健所長会について（3）

11

●地域保健の充実強化に関する委員会

医療構想と包括ケアの推進における保健所の役割



全国保健所長会地域医療構想研修会

精神障がいにも対応した地域包括ケア体制構築における保健所の役割

保健所における喫煙対策の現状と課題

中核市保健所の課題と可能性

全国保健所長会について（４）

12

●健康危機管理に関する委員会

災害時健康危機管理活動の支援・受援体制



DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

新興再興感染症対策（新型コロナウイルス感染症への対応を含む）

薬剤耐性（AMR）対策

全国保健所長会について（5）

13

● 公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会

公衆衛生医師の確保と育成に関する調査と実践



若手医師・医学生サマーセミナー

社会医学系専門医制度

保健所等の感染症への対応

14

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

- 医師の届出の受理 (法第 1 2 条)
- 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査 (法第 1 5 条)
- 検体の採取等 (法第 1 6 条の 3)
- 健康診断勧告・健康診断措置 (法第 1 7 条)
- 就業制限 (法第 1 8 条)
- 入院勧告・入院措置 (法第 1 9 条)
- 感染症の診査に関する協議会 (法第 2 4 条)
- 検体の収去等 (法第 2 6 条の 3)
- 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 (法第 2 7 条)
- 物件に係る措置 (法第 2 9 条)
- 死体の移動制限等 (法第 3 0 条)
- 生活の用に供される水の使用制限等 (法第 3 1 条)
- 建物に係る措置 (法第 3 2 条)
- 交通の制限又は遮断 (法第 3 3 条)

保健所の感染症への対応例（結核）

15

- ▶ 医師の届出の受理（法第12条）
- ▶ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（法第15条）
 - ▶ 感染源の追求、接触者の把握
- ▶ 健康診断勧告・健康診断措置（法第17条）
 - ▶ 感染源の可能性のある者、接触者への健康診断
- ▶ 就業制限（法第18条）
 - ▶ 患者への就業制限
- ▶ 入院勧告・入院措置（法第19条）
 - ▶ 患者への入院勧告
- ▶ 感染症の診査に関する協議会（法第24条）
 - ▶ 感染症診査協議会の開催

結核と新型コロナウイルス感染症の対比

16

項目	結核	新型コロナウイルス感染症
感染者数【全国】	15,590人／年 （平成30年）	9,808人／月 （3.20～4.20）
【東京都】	1,970人／年 （平成30年）	3,055人／月 （3.20～4.20）
感染者への対応 （疫学調査）	行動歴調査、接触者の把握	行動歴調査、接触者の把握
感染者への対応 （入院勧告等）	入院勧告、就業制限、服薬指導	入院勧告、就業制限、外出自粛要請、健康観察
健康診断実施数 【全国】	接触者健診 111,309件／年 （平成29年度）	PCR検査 97,881件／月 （3.20～4.20）
【東京都】	接触者健診 17,200件／年 （平成29年度）	PCR検査 17,445件／月 （3.20～4.20）
接触者への対応	必要に応じ健診	健康観察、外出自粛要請、必要に応じ健診